

世界遺産を活用した誘客促進事業業務委託仕様書

1 趣旨

本業務は、秋田県北部地域の周遊観光を促進するため、白神山地や伊勢堂岱遺跡、大湯環状列石といった世界遺産を活用した魅力を発信し、さらなる認知度向上を図るものである。

2 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 事業内容

(1) モデルコースを活用したファムツアーの実施

本県の世界遺産を行程に含んだファムツアーを実施すること。行程は、令和6年度事業にて作成したタリフを元に作成することを想定しているが、別途提案することも可能とする。なお、提案する場合は、本県の自然遺産・文化遺産を最低1カ所ずつ含めること。また令和6年度タリフは、参加資格の確認結果の通知（令和7年6月26日（木））にあわせて送付することとする。

①実施時期 令和7年10月～11月

②招請対象 メディア関係者やインフルエンサーといった、本県世界遺産の魅力を発信することができる事業者等を3～5名程度を招請すること。なお、企画提案書に具体的な招請対象者を盛り込むこと。

(2) 情報発信

招請したメディア関係者やインフルエンサー等が運用する媒体を活用し、本県世界遺産の魅力を発信すること。発信に際しては、自然遺産・文化遺産最低1カ所ずつを発信するほか、周辺の観光コンテンツと合わせて、本県への来訪意欲を高めるような内容となるように務めること。

なお、情報発信における目標を定め、本業務全体のKPIとすること。

(3) 商品造成支援

受託者のネットワークを活用し、AGT訪問や商談会の開催などを通して、商品造成に繋がる取り組みを実施すること。なお、具体的な手法は提案すること。

(4) 分析

情報発信後に分析を行い、改善点を洗い出し、地元事業者に対してフィードバックを行う機会を設けること。

(5) 地元業者との調整とタリフの改善や作成

(4)で出た課題を解決するため、(1)の既存タリフの改善や新たなタリフの作成を行うこと。

(6) 業務完了報告

実施した業務の内容について、評価・考察（成果のまとめ、課題、解決策、今後の展開等）を盛り込んだ業務完了報告書を作成すること。報告書の作成に際しては、(2)で設定したKPIの達成状況等を記述し、達成していない場合は、原因を探り、解決策を提示すること。

4 契約に関する条件等

(1) 打合せについて

受託者は、本県が求める、随時の打合せに対し、速やかに応じられる体制を整えることとし、本県の事務所（誘客推進課内）又はオンラインで実施する。

(2) 再委託等について

- ・受託者は、本業務のすべてを第三者に一括で再委託し、または、請け負わせてはならない。
- ・受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、体系図及び工程表を事前に書面にて提出して本県の承認を得るものとする。
- ・受託者は、上記により、再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所等を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

(3) 業務の履行に関する措置

- ・本県は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場がある。
- ・受託者は上記の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本契約にかかる制作物の著作権は全て本県に帰属することとし、本県は二次使用を含むあらゆる使用について受託者の許可を得ることなく、自由に使用ができるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならず、契約終了後も同様とする。

(6) 関係法令の遵守

受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守するものとする。

(7) その他

この仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定するものとする。